

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.807 2023.1.24

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2023年1月13日号

過剰貯蓄がなくなる日

～賃上げの重要性がより高まる局面に

経済・金融フラッシュ 2023年1月13日号

貸出・マネタリー統計(22年12月)

～銀行貸出は堅調を維持、
今後は貸出金利の動向に注目

経営TOPICS

統計調査資料

景気ウォッチャー調査

(令和4年12月調査結果)

経営情報レポート

令和5年度 税制改正

— 個人所得課税・資産課税・
法人課税・消費課税・納税環境整備 —

経営データベース

ジャンル:内部統制 > サブジャンル:法令上の権限

割賦販売法とは セクハラの実例

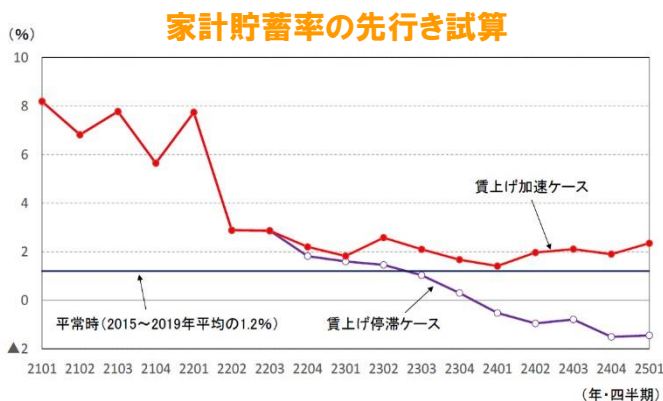
発行:税理士法人 常陽経営

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

過剰貯蓄がなくなる日 ～賃上げの重要性がより高まる局面に

ニッセイ基礎研究所

1 物価高や新型コロナウイルスの感染拡大という逆風を受けながらも、個人消費が持ち直しを続けている背景には、コロナ禍の行動制限などによる高水準の家計貯蓄率がある。



(注) 賃上げ加速ケース：春闘賃上げ率は2023年が3%、2024年が3.5%賃上げ停滞ケース：春闘賃上げ率は2023、2024年ともに2.20%（2022年実績は2.20%）
(資料) 内閣府「四半期別GDP速報」、「家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報（参考系列）」

2 しかし、2022年末に公表された国民経済計算の2021年度年次推計では、2020、2021年度の家計貯蓄率が下方改定された。2021年度年次推計をもとに四半期系列の計数（季節調整値）を試算したところ、直近（2022年4-6月期）の家計貯蓄率は5.4%から2.9%に下方修正されることが見込まれる。

3 家計貯蓄率は、これまでの想定よりも早くコロナ禍前の水準まで低下する可能性が高くなった。貯蓄率が平常時に戻った後は、可処分所得の動向が個人消費を大きく左右するため、賃上げの重要性がより高くなる。

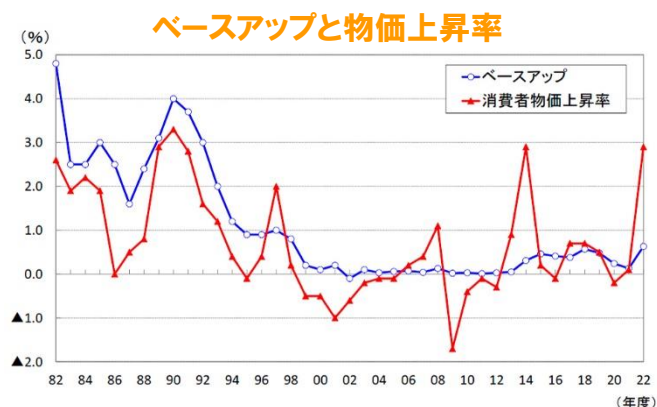
4 賃上げ加速ケースと賃上げ停滞ケースの家計貯蓄率の先行きを試算すると、賃上げ停滞ケースでは、2023年7-9月期にコロナ禍前の水準を下回り、2024年1-3月期にはマイナスに転じる。

家計が貯蓄率のマイナスを回避する行動をとれば、消費の腰折れにつながる。

消費の持続的な回復には、賃金を中心に可処分所得が増加することが不可欠となる。

5 2023年に賃上げ率（ベースアップ）が消費者物価上昇率を上回ることは難しいが、1990年代半ばまではこれが実現していた。

物価安定の目標が2%であることを前提とすれば、中長期的にはベースアップが2%を上回る水準となることがひとつの目安となるだろう。



(注) 22年度の消費者物価上昇率はニッセイ基礎研究所の予測
(資料) 中央労働委員会、総務省統計局

貸出・マネタリー統計(22年12月)

～銀行貸出は堅調を維持、 今後は貸出金利の動向に注目

ニッセイ基礎研究所

1 貸出動向:銀行貸出は堅調維持、 今後は貸出金利の動向に注目 (貸出残高)

1月12日に発表された貸出・預金動向(速報)によると、昨年12月の銀行貸出(平均残高)の伸び率は前年比3.02%と前月(同2.98%)をわずかに上回った。(小数点以下第2位まで見た場合)伸び率の上昇は7カ月連続となるが、11月以降は伸び率の拡大が鈍化している。

従来は、円安の進行による外貨建て貸出の円換算額の増加が伸び率を嵩上げしていたが、11月から円高が進んだことで、嵩上げ部分が縮小しているとみられる。

銀行貸出残高の増減率



(注) 特殊要因調整後は、為替変動・債権償却・流動化等の影響を考慮したもの 特殊要因調整後の前年比 = (今月の調整後貸出残高 - 前年同月の調整前貸出残高) / 前年同月の調整前貸出残高

(資料) とともに日本銀行

2 マネタリーベース: 日銀の資金供給量は底入れ

1月5日に発表された12月のマネタリーベースによると、日銀による資金供給量(日銀当座預金+市中に流通する紙幣・貨幣)を示すマネタリーベース(平残)の伸び率は前年比▲6.1%となり、前

月(同▲6.4%)からマイナス幅がやや縮小した。前年割れは4カ月連続ながら、2カ月連続でマイナス幅が縮小している。

当月の縮小の主因はマネタリーベースの約7割を占める日銀当座預金の伸び率がマイナス幅を縮小した(前月▲8.5%→当月▲8.1%)ことである。

マネタリーベースと内訳(平残)



3 マネーストック: 市中通貨量の伸びがさらに鈍化

1月13日に発表された昨年12月分のマネーストック統計によると、金融部門から市中に供給された通貨量の代表的指標であるM2(現金、国内銀行などの預金)平均残高の伸び率は前年比2.93%(前月は3.13%)、M3(M2にゆうちょ銀など全預金取扱金融機関の預貯金を含む)の伸び率は同2.50%(前月は2.66%)と、ともに2カ月ぶりに低下した。伸び率の水準はM2、M3ともに2020年2月以来の低水準にあたる。

景気ウォッチャー調査 (令和4年12月調査結果)

内閣府 2023年1月12日公表

今月の動き(2022年12月)

12月の現状判断DI(季節調整値)は、前月差0.2ポイント低下の47.9となった。
家計動向関連DIは、サービス関連等が低下したものの、小売関連が上昇したことから上昇した。企業動向関連DIは、製造業等が低下したことから低下した。
雇用関連DIについては、低下した。
12月の先行き判断DI(季節調整値)は、前月差1.9ポイント上昇の47.0となった。
雇用関連DIが低下したものの、家計動向関連DI、企業動向関連DIが上昇した。
なお、原数値でみると、現状判断DIは前月差0.7ポイント低下の49.0となり、先行き判断DIは前月差0.1ポイント低下の46.3となった。
今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しへの期待がある一方、価格上昇の影響等に対する懸念がみられる。」とまとめられる。

1. 全国の動向

1 景気の実況判断DI(季節調整値)

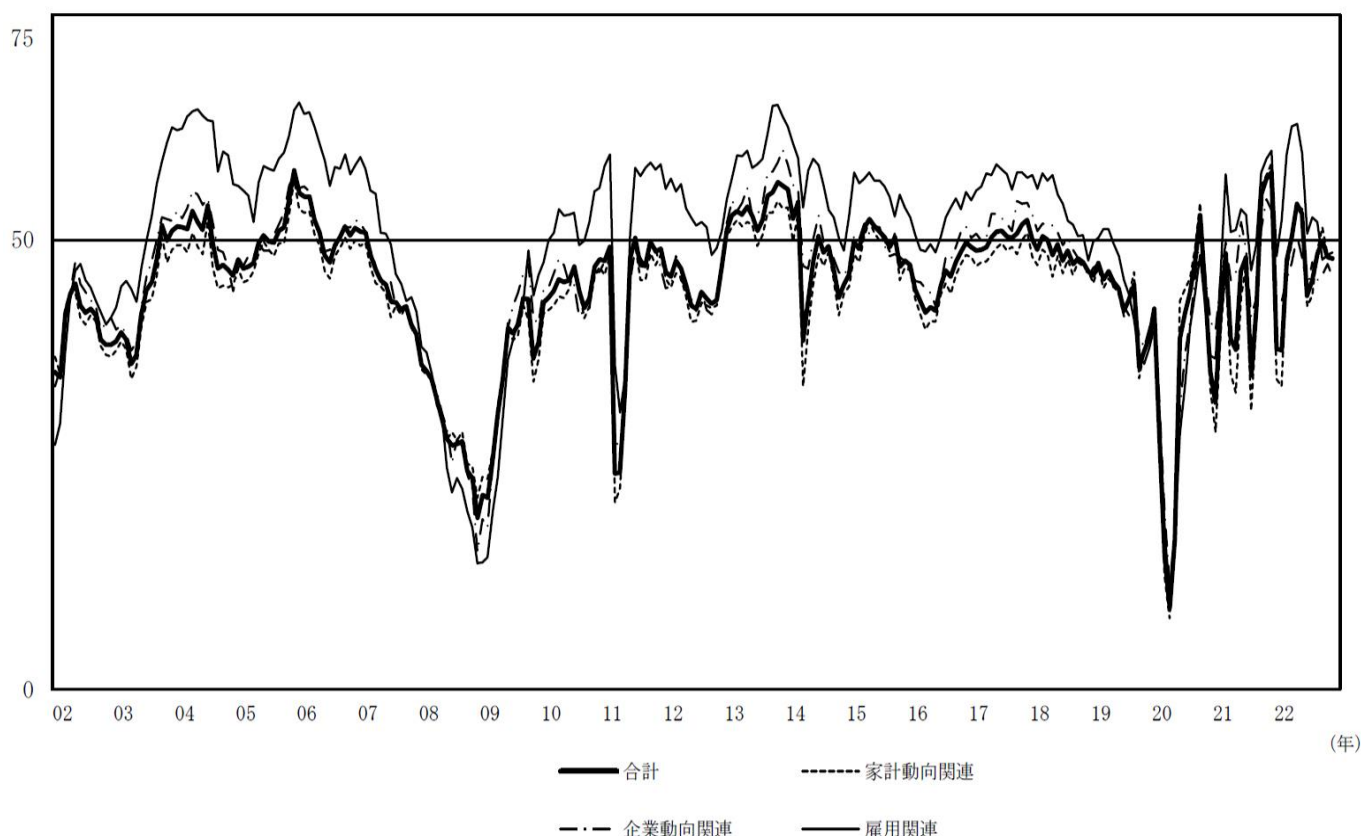
3か月前と比較しての景気の実況に対する判断DIは、47.9となった。
家計動向関連のDIは上昇したものの、企業動向関連、雇用関連のDIが低下したことから、前月を0.2ポイント下回り、2か月連続の低下となった。

景気の実況判断DI(季節調整値)

| (DI) | 年 月 | 2022 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | (前月差) |
|--------|--------|-----------|------|------|------|------|------|--------|
| 合計 | | 43.8 | 45.5 | 48.4 | 49.9 | 48.1 | 47.9 | (-0.2) |
| 家計動向関連 | | 42.6 | 43.8 | 48.8 | 51.4 | 48.3 | 48.6 | (0.3) |
| 小売関連 | | 43.3 | 44.7 | 47.6 | 48.8 | 46.6 | 48.6 | (2.0) |
| 飲食関連 | | 30.8 | 37.1 | 56.7 | 61.0 | 47.9 | 47.9 | (0.0) |
| サービス関連 | | 44.3 | 44.6 | 50.3 | 56.8 | 52.6 | 50.1 | (-2.5) |
| 住宅関連 | | 40.9 | 39.4 | 44.1 | 39.7 | 44.4 | 42.0 | (-2.4) |
| 企業動向関連 | | 44.3 | 47.5 | 45.5 | 46.1 | 47.3 | 45.8 | (-1.5) |
| 製造業 | | 44.1 | 47.0 | 44.1 | 45.4 | 46.5 | 43.4 | (-3.1) |
| 非製造業 | | 44.8 | 48.0 | 46.8 | 46.6 | 48.0 | 47.7 | (-0.3) |
| 雇用関連 | | 50.7 | 52.5 | 52.0 | 47.8 | 48.3 | 47.8 | (-0.5) |

(D I)

景気の現状判断DI(季節調整値)



2 景気の先行き判断DI (季節調整値)

2～3か月先の景気の先行きに対する判断DIは、47.0となった。

雇用関連のDIは低下したものの、家計動向関連、企業動向関連のDIが上昇したことから、前月を1.9ポイント上回った。

景気の先行き判断DI(季節調整値)

| (D I) | 年 | 2022 | | | | | | |
|--------|---|------|------|------|------|------|------|--------|
| | 月 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | (前月差) |
| 合計 | | 42.8 | 49.4 | 49.2 | 46.4 | 45.1 | 47.0 | (1.9) |
| 家計動向関連 | | 41.6 | 49.6 | 50.5 | 47.2 | 44.3 | 47.3 | (3.0) |
| 小売関連 | | 42.0 | 48.8 | 47.8 | 47.3 | 44.4 | 47.9 | (3.5) |
| 飲食関連 | | 44.5 | 51.5 | 57.0 | 53.8 | 43.0 | 45.9 | (2.9) |
| サービス関連 | | 41.2 | 52.2 | 56.2 | 46.6 | 45.5 | 47.8 | (2.3) |
| 住宅関連 | | 37.4 | 43.0 | 41.1 | 41.2 | 39.8 | 40.8 | (1.0) |
| 企業動向関連 | | 43.8 | 47.3 | 44.9 | 44.7 | 46.3 | 46.9 | (0.6) |
| 製造業 | | 44.4 | 47.7 | 42.6 | 44.2 | 45.8 | 46.7 | (0.9) |
| 非製造業 | | 43.6 | 47.0 | 47.1 | 45.0 | 46.8 | 47.4 | (0.6) |
| 雇用関連 | | 48.3 | 52.2 | 49.8 | 44.8 | 47.7 | 45.3 | (-2.4) |

II. 各地域の動向

1 景気の現状判断DI (季節調整値)

前月と比較しての現状判断DI (各分野計) は、全国 12 地域中、6 地域で上昇、6 地域で低下であった。最も上昇幅が大きかったのは北海道 (4.4 ポイント上昇) で、最も低下幅が大きかったのは四国 (3.6 ポイント低下) であった。

景気の現状判断DI(各分野計)(季節調整値)

| (DI) | 年 月 | 2022 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | (前月差) |
|------|--------|-----------|------|------|------|------|------|--------|
| 全国 | | 43.8 | 45.5 | 48.4 | 49.9 | 48.1 | 47.9 | (-0.2) |
| 北海道 | | 50.4 | 50.2 | 49.8 | 50.5 | 46.2 | 50.6 | (4.4) |
| 東北 | | 41.5 | 44.6 | 46.1 | 47.0 | 43.3 | 42.0 | (-1.3) |
| 関東 | | 42.8 | 43.3 | 45.9 | 48.1 | 46.8 | 47.8 | (1.0) |
| 北関東 | | 39.6 | 40.7 | 40.8 | 47.0 | 41.9 | 46.2 | (4.3) |
| 南関東 | | 44.0 | 44.2 | 47.9 | 48.5 | 48.6 | 48.3 | (-0.3) |
| 東京都 | | 46.4 | 50.4 | 52.5 | 53.5 | 55.1 | 54.1 | (-1.0) |
| 甲信越 | | 47.5 | 45.4 | 51.6 | 50.6 | 49.5 | 46.0 | (-3.5) |
| 東海 | | 42.9 | 42.1 | 45.2 | 43.5 | 47.6 | 47.2 | (-0.4) |
| 北陸 | | 42.0 | 41.4 | 43.7 | 49.7 | 49.7 | 48.1 | (-1.6) |
| 近畿 | | 39.2 | 42.0 | 48.2 | 48.9 | 49.4 | 52.0 | (2.6) |
| 中国 | | 44.8 | 47.6 | 47.2 | 49.9 | 48.4 | 48.7 | (0.3) |
| 四国 | | 47.4 | 45.9 | 45.8 | 53.8 | 52.7 | 49.1 | (-3.6) |
| 九州 | | 46.8 | 48.6 | 49.7 | 55.2 | 52.8 | 54.9 | (2.1) |
| 沖縄 | | 55.0 | 59.5 | 57.7 | 61.9 | 57.7 | 59.2 | (1.5) |

2 景気の先行き判断DI (季節調整値)

前月と比較しての先行き判断DI (各分野計) は、全国 12 地域中、10 地域で上昇、2 地域で低下であった。最も上昇幅が大きかったのは北関東 (6.8 ポイント上昇) で、最も低下幅が大きかったのは沖縄 (4.2 ポイント低下) であった。

景気の先行き判断DI(各分野計)(季節調整値)

| (DI) | 年 月 | 2022 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | (前月差) |
|------|--------|-----------|------|------|------|------|------|--------|
| 全国 | | 42.8 | 49.4 | 49.2 | 46.4 | 45.1 | 47.0 | (1.9) |
| 北海道 | | 47.9 | 51.9 | 52.6 | 48.5 | 45.7 | 46.5 | (0.8) |
| 東北 | | 39.9 | 49.3 | 48.6 | 46.3 | 40.2 | 44.8 | (4.6) |
| 関東 | | 42.5 | 48.7 | 47.6 | 44.8 | 42.9 | 45.9 | (3.0) |
| 北関東 | | 41.5 | 50.1 | 47.5 | 43.0 | 40.0 | 46.8 | (6.8) |
| 南関東 | | 42.9 | 48.2 | 47.7 | 45.5 | 43.9 | 45.5 | (1.6) |
| 東京都 | | 44.8 | 53.0 | 52.8 | 53.4 | 51.5 | 51.0 | (-0.5) |
| 甲信越 | | 43.8 | 49.6 | 51.0 | 50.6 | 46.1 | 47.3 | (1.2) |
| 東海 | | 40.7 | 46.3 | 47.3 | 42.9 | 42.5 | 42.9 | (0.4) |
| 北陸 | | 44.7 | 49.3 | 50.9 | 45.4 | 45.2 | 45.1 | (-0.1) |
| 近畿 | | 42.4 | 48.9 | 49.7 | 44.7 | 45.7 | 47.0 | (1.3) |
| 中国 | | 41.7 | 49.7 | 47.9 | 47.2 | 47.7 | 49.1 | (1.4) |
| 四国 | | 45.5 | 49.7 | 49.8 | 50.1 | 46.6 | 47.4 | (0.8) |
| 九州 | | 46.4 | 54.5 | 53.5 | 51.5 | 51.0 | 52.2 | (1.2) |
| 沖縄 | | 51.7 | 53.2 | 61.8 | 57.9 | 57.6 | 53.4 | (-4.2) |



令和5年度 税制改正

— 個人所得課税・資産課税・法人課税・消費課税・納税環境整備 —

1. 令和5年度税制改正の概要
2. 個人所得課税の改正
3. 資産課税の改正
4. 法人課税の改正
5. 消費課税の改正
6. 納税環境整備の改正



■参考文献

与党税制調査会資料

※本資料は、令和4年12月16日に公開された「令和5年度税制改正大綱」の内容に基づき、一般的な情報提供を目的として作成したものです。そのため、今後国会に提出される法案等とは内容が異なる場合がありますのでご注意ください。また、本資料中使用しているイラスト・画像につきましては、著作権で保護されているものがございますので、無断転載・転用はご遠慮ください。【監修】税理士 平川 茂

1

企業経営情報レポート

令和5年度税制改正の概要

四半世紀に及ぶデフレ構造は、わが国全体に閉塞感をもたらし、平均賃金や GDP の伸びは、主要先進国を大きく下回っています。さらに足元では、新型コロナウイルス感染症、原材料価格の上昇や円安の影響による物価高で、多くの国民が苦境に立たされている状況です。

一方で、わが国には 2,000 兆円に及ぶ個人金融資産、500 兆円に及ぶ企業の内部留保が眠っており、まだ力を発揮し切っていない資金や資産が豊富に存在しています。令和 5 年度税制改正には、こうした資金や資産に光を当て、変化に立ち向かうための新たなモメンタム（勢い）を創り出すこと、そして、これまで不十分だった分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すという、現政権の強いメッセージが込められています。

(1) 成長と分配の好循環の実現

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層が幅広く資本市場に参加する環境を整備する観点から、NISA 制度について抜本的拡充・恒久化が行われます。具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間が無期限化される一方で、投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額を設定されます。また、社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する可能性を秘めたスタートアップ企業への投資額を、今後 5 年間で 10 倍増とするため、スタートアップへの投資に対してインセンティブを与えるエンジェル税制が抜本的に拡充されるとともに、創業初期のプレシード・シード期におけるエンジェル投資家からのスタートアップへの出資をこれまで以上に支援するため、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制が創設されます。

(2) 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

昨年 10 月に OECD/G20「BEPS^(注)包摂的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際的な合意がまとめられました。本国際合意は、市場国への新たな課税権の配分（「第 1 の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第 2 の柱」）の 2 つの柱からなります。

わが国は、BEPS プロジェクトの立上げ時から、国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきており、本国際合意の実施に向けた取組みを進めることが重要になります。来年、わが国が G7 議長国を務めることも踏まえ、引き続き、制度の詳細化に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進める必要があります。

(注) Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転

2

企業経営情報レポート

個人所得課税の改正

今回の個人所得課税の改正は、「貯蓄から投資へ」「スタートアップ・エコシステムの強化」といった政府の目標を色濃く反映したものになりました。中でもNISA(少額投資非課税制度)は、過去に何度も拡充が繰り返されてきましたが、今回の改正はその中でも最大規模で、「なんとしても中間層の投資を呼び込みたい」という強い意気込みが伝わってきます。

また、いわゆるエンジェル税制は、これまで課税繰延の効果しかなかったため利用が低調でしたが、今回の改正により制度が抜本的に見直され、スタートアップ投資を大きく促進する制度として早くも注目が集まっています。

■ 貯蓄から投資への流れを促すNISA制度の抜本拡充

(1)改正の背景

岸田政権の政策の目玉である「資産所得倍増プラン」は、いわゆる中間層が幅広く資本市場に参加する土壌を整備することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを加速することを最大のテーマとしています。そのための施策の一環として、NISAが抜本的に改正されることになりました。

NISAは、金融商品の売却益などが一定の範囲で非課税となる制度で、英国の制度を参考に平成26年に導入されたものです。

現在、国内外の上場株式に投資する「一般NISA」、投資信託に限定した「つみたてNISA」、18歳以下の未成年者が利用できる「ジュニアNISA」の3種類があります。

【現行のNISA】

| | NISA | | ジュニアNISA |
|---------|-------------------------------------|----------|-----------|
| | 一般NISA | つみたてNISA | |
| 口座開設対象者 | 20歳以上 | | 20歳未満 |
| 非課税保有期間 | 5年間 | 20年間 | 5年間 |
| 年間非課税枠 | 120万円 | 40万円 | 80万円 |
| 備考 | 一般NISAとつみたてNISAは1年単位での選択制 (併用不可) | | 2023年末で終了 |

(2)改正の概要

①年間非課税枠の拡充

国内外の上場株式に幅広く投資できる一般NISAは、その機能を引き継ぐ「成長投資枠(仮称)」に衣替えされ、非課税枠が現行(120万円)の2倍にあたる240万円まで引き上げられます。また、つみたてNISAの非課税枠が、現行(40万円)の3倍にあたる120万円まで引き上げられます。

3

企業経営情報レポート

資産課税の改正

資産課税の改正は、ここ数年と比較して非常に大きな改正となりました。中でも、最大の注目は贈与税制の大幅な見直しです。

「資産の移転時期に中立な税制を構築する」ことが改正の目的とされており、相続税と贈与税トータルで見た場合の税負担が大きく引き上げられます。

また、格差拡大を促す制度として廃止が議論されてきた教育資金の一括贈与制度や結婚・子育て資金の一括贈与制度ですが、こちらは一転して制度が存続されることになりました。

■ 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

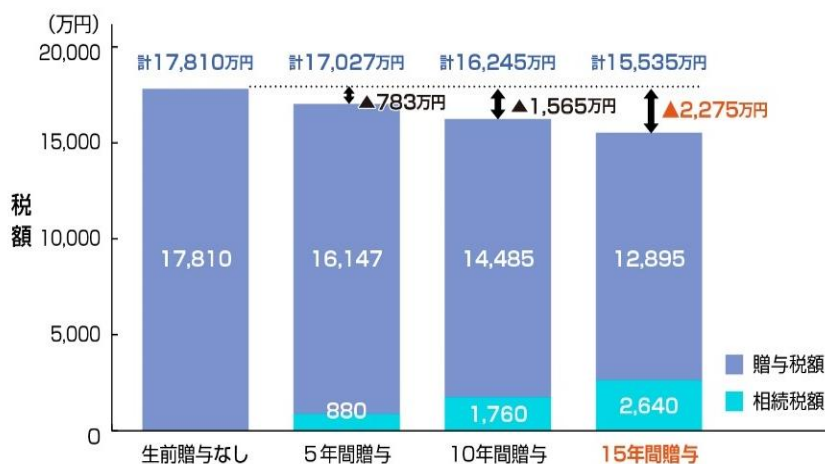
(1) 改正の背景

わが国の相続税は、財産が増えるほど税率が高くなる累進税率を採用しているため、多くの富裕層が、生前贈与を繰り返すことで将来の相続財産を圧縮する対策を行っています。

「みんながやっている相続対策の王道」としてすっかり定着している生前贈与ですが、財務省はこれを長らく問題視してきました。

例えば、財産が10億円、相続人が妻と子ども2人の家庭で、子ども2人に対し年間700万円の贈与を15年間継続した場合、相続税と贈与税を合わせた税負担には、生前贈与をしなかった場合と比べて2,275万円もの差が生じることとなります（下図参照）。

＜暦年課税の場合、贈与する期間が長いほど、相続のみで移転する場合と比べ、税負担が減少＞



以下の前提で、各パターンごとに
贈与税額と相続税額の合計額を計算

- ◎ 被相続人(贈与者)の総財産は10億円
相続人は、配偶者・子2名の計3名
- ◎ 配偶者は、相続により5億円
(法定相続分相当)を取得
- ◎ 子2名は、それぞれ贈与又は相続により
計2億5,000万円(法定相続分相当)を取得
- ◎ 贈与額は、子2名にそれぞれ毎年700万円

また、財務省は毎年の税制改正を議論する政府税制調査会において、「連年贈与の状況」「連年贈与による税負担軽減の計算例」という2枚の資料を公開していますが、そこには「暦年課税の場合、贈与する期間が長いほど、相続のみで移転する場合と比べ、税負担が減少」という文言が添えられており、財務省がこれを問題視していることが伝わってきます。

4 企業経営情報レポート 法人課税の改正

法人課税についてはこれまで不十分だったと言わざるを得ない分野に資金を巡らせることで、ポテンシャルを最大限に引き出す税制を具現化すべく、「マーケット」「産業」「人材」への成長投資を一層強化するため、オープンイノベーション促進税制による減免メリットの拡大、研究開発税制においても成長投資をより実現できる制度ヘインセンティブの強化その他改組、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制においてもデジタル人材の育成確保を狙った見直しなどの整備がされることとなりました。

■ オープンイノベーション促進税制

(1)改正の背景

スタートアップ企業の支援を通じて既存企業の事業革新と付加価値を向上させること、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、一定の出資について所得控除を認めるという、極めて異例の措置であるオープンイノベーション税制について、制度の見直しがされることとなります。

(2)改正の概要

事業会社が、スタートアップ企業の新規発行株式を取得した場合にその取得価額の25%につき、所得控除（損金算入）ができる制度について、次の見直しがされることとなります。

①対象となる特定株式の出資要件について、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式であっても、一定の要件を満たす場合は所得控除の適用対象とされることとなります。なお一定の要件とは、取得価額が5億円以上200億円以下のもので、総議決権数の過半数を有すること等をいいます。

※特定株式とは、スタートアップ企業（特別新事業開拓事業者）に対し、特定事業活動として出資をした株式をいいます。

②払込みにより取得した特定株式について、対象となる取得価額の上限金額が50億円（改正前：100億円）に引き下げられることとなります。

③所得控除に係る特別勘定の取崩し（益金算入）事由は、その特定株式の取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度において、売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当することとなった場合には、所得控除による効果が継続すること等の見直しがされることとなります。

ジャンル:内部統制 > サブジャンル:法令上の権限

割賦販売法とは

消費者保護法のうち、代表的な割賦販売法とはどのような法律でしょうか。

割賦販売法とは、商品の引渡しを受けた後に、代金を分割して支払う割賦販売が非常に多く利用されています。一種の信用取引といえますが、これを規制するのが割賦販売法です。

割賦販売法の対象となる商品は、条文上に「指定商品」として定められており、定型的な条件で販売することに適している商品であって政令で指定されたものをいいます。ここでいう「定型的条件で販売するに適する商品」とは、一般のユーザーに同様の条件で販売される大量生産商品のことです。

つまり、特別に注文生産される船舶、プラント、鉄道車両等は除外されます。

また、「商品」とは、有形の動産をいい、不動産、サービス、有価証券等は含まれません。割賦販売法の規制の中心は、情報開示に関するものです。2020年には以下が改正されています。

■2020年改正の概要(令和3年4月1日施行)

- ①「認定包括信用購入あつせん業者」の創設
- ②「登録少額包括信用購入あつせん業者」の創設
- ③クレジットカード番号等の適切管理の義務主体の拡充
- ④書面交付の電子化
- ⑤業務停止命令の導入

契約内容に関する規制としては、**クーリング・オフ制度**がよく知られています。

3つの適用要件を充たした取引・商品に関しては、申込者または購入者に一定の期間内の申込撤回もしくは契約解除を認めています。クーリング・オフによって、申込の撤回あるいは契約の解除がなされ、契約当事者双方は原状回復義務を負うこととなります。

例えば、申込者においては、既に受け取った商品は返還しなければならず、また事業者においても申込金等を受領していた場合には、返戻しなくてはなりません。

この際、販売業者は、申込者に対して損害賠償や違約金の支払を請求することができません。つまり、受領していた申込金から「手数料」等の名目により差し引くことはできないのです。社会的に認知が進んでいるクーリング・オフにおいても、申込撤回や契約解除の意思表示をめぐるトラブルは絶えません。

事業者としては、自社に非がないとしても、申込者の購入意思が希薄だったという点を理解し、誠実な対応をすることで、将来の取引の可能性を引き出すことが必要です。

ジャンル:内部統制 > サブジャンル:法令上の権限

セクハラの実例

セクハラとは具体的にどのような行為をした時を言うのでしょうか。またセクハラにより会社としても責任を問われることはありますか。

■セクハラとは

セクシャル・ハラスメントの略語で「女性労働者の意に反する性的な言動」のことをいいます。

セクハラ行為をしている者が悪気がなかったり、ジョークのつもりであっても、受け手の女性が「いやがらせ」に感じる場合なども、セクハラ行為に該当します。

会社においても、法律上で、セクハラ防止義務を謳っているため、従業員の人格権、職場環境の悪化を未然に防止し、職場環境を働きやすい状態にしなくてはなりません。

そのため、セクハラが不法行為に該当する場合には、会社にも使用者責任、若しくは労働環境配慮義務が問われます。

セクハラ行為の実例

- (1)離婚歴や異性との交際歴・交際内容をたずねる
- (2)3サイズなどの性的な身体情報をたずねる
- (3)性的関係を強要する
- (4)わいせつな写真を配布する
- (5)女性労働者の性的な内容の情報をながす

などです。

■セクハラ禁止の職場とは

たとえば、会社の懇親会や、社員旅行などの場では職場となるかならないかが問題になりそうですが、職場とは一般的に「女性労働者が業務命令に従って業務を遂行する場所」と解釈されていますので、時間外の宴会や酒場であっても、職務との関連性や参加者に占める社員の割合、参加が強制であるか任意かなどを考慮し「職場」に該当するかどうか個別に判断することになります。

社員旅行や懇親会などは完全な任意参加とはいえないことが多く、これらの行事は職場に該当するものと考えられます。